

報告第4号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 1. 5. 14	愛西市勝幡町 [redacted]	愛西市設置の ごみ集積所の 看板が風で飛 ばされ、隣接 する民家駐車 場の駐車車両 のフロントバ ンパー左下部 に接触し、傷 をつけたも の。	[redacted] [redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]	37,800 円
	平成 31. 3. 14					
2	令和 1. 8. 2	津島市西柳原町 地内	津島市西柳原 町地内におい て、車から下 車するとき、 ドアを開けた 際に、停車中 の相手方車両 に接触し、傷 をつけたも の。	[redacted] [redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]	291,114 円
	令和 1. 5. 7					